平成２３年（フ）第３４号
盛岡市上田２丁目４番１号、旧住所盛岡市北松園３丁目24番６号
債務者　舟生　紀子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４９８号
埼玉県東松山市大字岡484番地３
債務者　梅沢　美咲
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５７２号
埼玉県東松山市大字松山1804番地98
債務者　森　　**隆**良
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５７３号
埼玉県東松山市大字松山1804番地98
債務者　森　　まつ
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３８号
埼玉県熊谷市村岡399番地５　ダイアパレスリバーコート熊谷819
債務者　田島　芳子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第７２５号
新潟市東区小金町３丁目２番16号
債務者　深海　　輝
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７２６号
新潟市東区小金町３丁目２番16号
債務者　深海　誠一
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７２７号
新潟市東区小金町３丁目２番16号
債務者　深海眞知子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７７７号
愛知県春日井市高座台２丁目２番地２　103号棟702号室
債務者　大黒　正美（旧姓有賀）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１号
香川県高松市今里町１丁目25番地８
債務者　橋本　忠司
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第７号
香川県高松市木太町3654番地13
債務者　蔦原　教子（旧姓間嶋）
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後１時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７８号
香川県三豊市詫間町松崎2780番地204
債務者　浦部　真江（旧姓渋谷）
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第８２号
香川県三豊市三野町吉津乙1599番地１
債務者　源代　京子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第１号
香川県三豊市豊中町笠田笠岡3039番地３　笠田ハイツ２号地103号室
債務者　大濱　明美
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第２７０９号
福岡市南区大楠１丁目８番19号
債務者　長友　和代
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８０４号
福岡県筑紫野市桜台２丁目５番12号
債務者　濱田　和代
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８２４号
福岡県糟屋郡志免町志免４丁目20番19―107号
債務者　小松　貴子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部